

会津若松市消防協力会会則

(昭和25年12月21日)
(改正 昭和35年 1月 1日)
(改正 昭和38年 1月 1日)
(改正 昭和48年 1月 1日)
(改正 昭和60年 7月 1日)
(改正 平成 2年 1月 1日)
(改正 平成 3年 4月 1日)
(改正 平成 6年 4月 1日)
(改正 平成11年 4月 1日)
(改正 平成15年 5月28日)
(改正 平成17年 5月26日)
(改正 平成18年 5月25日)
(改正 平成19年 5月30日)
(改正 平成26年 5月20日)
(改正 令和 2年 5月22日)

【名称及び事務局】

第1条 本会は、会津若松市消防協力会と称し、事務局を会津若松市役所市民部危機管理課内に置く。

【目的】

第2条 本会は、市民総消防の実を図るとともに消防団を後援助成し、もって市民生活の安定と福祉の増進に資することを目的とする。

【事業】

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防火思想の普及宣伝
- (2) 消防団の事業及び行事の助成
- (3) 消防団員が職務上において死亡し、又は負傷した場合の弔慰見舞金の贈与
- (4) 消防団、又は消防関係者並びに消防協力者に対する表彰
- (5) その他、本会の目的を達成するのに必要な事業

【会員】

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 地区代表会員 町内会区長の職にある者
- (2) 地区会員 市内に住居する世帯主
- (3) 特別会員 消防団の幹部にあった者、又はこれに準ずる者
- (4) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し金品を寄与した者

【役員】

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 専務理事 2名
 - (4) 理事 40名以内
 - (5) 監事 2名
 - (6) 評議員 500名以内
- 2 会長、副会長及び監事は、理事のうちより総会において選任する。
 - 3 専務理事は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 会津若松市消防団副団長
 - (2) 会津若松市市民部長
 - 4 理事は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 会津若松市市民部副部長
 - (2) 地区代表会員及び特別会員のうちより総会において選任した者
 - 5 評議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 地区代表会員
 - (2) 会長が、特別会員及び賛助会員のうちより選任した者

【役員の任期】

第6条 役員の任期は2年とする。

2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

【役員の職務】

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

3 監事は、会計を監査する。

【職員】

第8条 事務局に次の職員を置く。

(1) 事務局長 1名

(2) 事務局次長 1名

(3) 専任書記 1名

【顧問】

第9条 本会は、学識経験者または本会功労者のうちより、役員会の推薦により顧問を置くことができる。

【会議】

第10条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

【総会】

第11条 総会は、会長、副会長、専務理事、理事、監事及び評議員をもって構成し、会長が招集し、会議の議長となり、毎年1回以上開催し、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 年度の事業計画並びに収支予算

(2) 事業報告並びに収支決算

(3) 会則の変更

(4) その他、会の運営上重要と認める事項

【役員会】

第12条 役員会は、会長、副会長、専務理事、理事及び監事をもって構成し、必要に応じて開催し、次の事項を議決する。

(1) 総会に提出する議案

(2) 総会を開催するいとまが無い場合における緊急事項

(3) その他、会の運営上重要と認める事項

2 前項第2項の議決事項は、次の総会において承認を得なければならない。

【経費】

第13条 本会の経費は、次の収入をもって充てる。

(1) 会費

(2) 寄付金

(3) 補助金

(4) その他の収入

2 資産は台帳に記入し、収入のうち現金は金融機関に預入れ管理する。

【会計年度】

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【雑則】

第15条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和2年5月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(会則の廃止)

2 会津若松市消防協力会会則(昭和25年12月21日)は、廃止する。